

札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）新旧対照表（第7条関係）

現 行	改 正 後
<p>第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設の設置者が設置する他の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p>	<p>第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）</u></p> <p>(2)～(6) (現行のとおり)</p> <p>2～5 (現行のとおり)</p> <p>6 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設の設置者が設置する他の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の本体施設が次に掲げる施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員のうち当該本体施設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (現行のとおり)</p> <p><u>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</u></p>

7 (略)
(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 介護老人保健施設の設置者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3・4 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管

7 (現行のとおり)
(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (現行のとおり)

2 介護老人保健施設の設置者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (現行のとおり)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3・4 (現行のとおり)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療についての適切な措置を講じなければならない。

2～4 (現行のとおり)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合

<p>理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第153条第1項第3号に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>（協力病院等）</u></p>	<p>は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第153条第1項第3号に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p>
<p>第33条 介護老人保健施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p>	<p>第33条 介護老人保健施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、介護老人保健施設の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことができる。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（1）入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（2）当該介護老人保健施設の設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（3）入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>2 介護老人保健施設の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>3 介護老人保健施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>

<p>(新設)</p>	<p>4 介護老人保健施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 介護老人保健施設の設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(揭示)</p>	<p>6 (現行のとおり)</p> <p>(揭示)</p>
<p>第34条 介護老人保健施設の設置者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	<p>第34条 介護老人保健施設の設置者は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>2 介護老人保健施設の設置者は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 介護老人保健施設の設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第39条の3 介護老人保健施設の設置者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第51条 (略)</p>	<p>第51条 (現行のとおり)</p>

<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の<u>介護職員又は看護職員</u>を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の<u>介護職員又は看護職員</u>を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の<u>看護・介護職員</u>を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の<u>看護・介護職員</u>を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2～4 (現行のとおり)</p> <p><u>5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>5 (略)</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>6 (現行のとおり)</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされているもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>